

国際課税制度が創設されたとき — 100年前のイギリスと世界

東京都立大学経済経営学部 准教授
井 澤 龍

本報告は、昨今のメディアを賑わし、OECD等の国際機関で議論が交わされている多国籍企業の租税回避問題とその防止のための国際課税制度の再設計について、100年前の国際課税制度の設計において中心的プレイヤーであったイギリスを中心にその成立史と、それに適した企業のタックス・プランニングの歴史を探究した。イギリス政府は、第一次世界大戦後の国際課税制度の創設において、国際協調を一応は図りながらも、その国際政治闘争の場において自国の権益確保を推し進めていった結果、多国間租税条約の可能性を潰えさせ、先進国優位な二国間租税条約フレームワークを普及させた。一方、両大戦間期、どのようなルールになるか不明なまま創られつつある国際課税制度に対応して、多国籍企業は現代に通ずるタックス・プランニングを国際会計事務所と手を結びながら開発していった。こうして1920年代には事業リスクを回避するための節税技法であったものが、2010年代には税源浸食とされるようになっていった。この1920年代の租税回避のために下された意思決定が現在の企業行動を縛っていることもある。



国際課税制度が創設されたとき 100年前のイギリスと世界

井澤龍

関西大学 経済・政治研究所 委嘱研究員

東京都立大学経済経営学部准教授

2020/10/31 @関西大学 梅田キャンパス

国際課税問題の始点

➤ **Picciotto (1992)**

第一次世界大戦による軍事費、その後の社会サービス費等の増加で、多くの国で法人所得等への**税率が上昇**。国際課税問題が顕在化



何もなかったわけではない。むしろ…



税制の隙間を塞ぐ：OECD、税源浸食と利益移転に関する行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)を開始

2013/7/19 - 各国の税務法は企業のグローバル化や電子経済に追いついておらず、このため人道的に課税するために多国籍企業が利用できる税制の隙間が拡大されています。

『OECDの税源浸食と利益移転に関する行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)』は、政府が市民に奉仕するために必要とする税収を失われるようにするグローバルなロードマップを提供するものです。また企業にも投資を行い成長するために必要な確実性を与えるものです。

この行動計画は、G20からの要請で作成され、モスクワで開催されたG20財務大臣会議に提供されたもので、企業が税金を少ししか払わない、または全く払わないといった事態を防止するための国内および国際的な手段を政府に与える15の特定の行動を明らかにしています。

「この行動計画は今後2年程かけて展開していくもので、国際的な租税協力の歴史の転換点となるものだ。これによって各国は税源浸食と利益移転を防ぐために必要な、国際的に調和された包括的で透明性のある基準を作成することができる」とアンヘル・グリアOECD事務総長は述べました。【国際課税のルールは、多くは1920年代に遡るが、企業が2か国で課税-二重課税-されないことを確保するものである。これは業障ら(い)ものであるが、残念ながらこのルールが今では濫用され、二重非課税となることを許している。この行動計画はこの状態を定正して多国籍企業がそれに負う税を負担することを目的としている。】

<https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/closing-tax-gaps-oecd-launches-action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting-japanese-version.htm>

国際課税のルールは、
多くは1920年代に遡る

3

研究の関心

国際課税問題の淵源である20世紀前半において、

- ① [全世界の陸地と人口の4分の1を版図に収めたイギリス帝国の宗主である]
イギリス政府がいかに国際課税制度を形成し
(イギリスレベル、世界レベルの)
- ② その制度がいかに英国多国籍企業、経済史へ
影響を及ぼしたのか？



4

先行研究の傾向: 国際課税史の観点から

➤ 国際課税史研究の傾向

代表的な国際租税史研究(例: 谷口, 1985; 矢内, 1992; 赤松, 2001; 瀧, 2016; K. C. Wang, 1945; S. Picciotto, 1992)

→国際機関 (= 国際連盟) における国際課税制度をめぐる議論を、国際連盟公刊冊子を用いて整理。

※Avery-Jones(2009, 2013)…英国政府文書を用い、部分的な政策史
※Jogarjan(2015)…国際連盟史料を用いて、部分的に議論を紹介。

☆ある一国の国際課税制度の形成史をたどる研究は不足。国際機関内での各国代表同士の政治力学への関心は希薄。

5

先行研究の傾向: 経済史、経営史研究の観点から

➤ 経済史、経営史研究の傾向

国際経営史の専門家であっても税金に関する関心は、関税以外薄い(例: G. Jones, 2005)。会社史、通史を記述する際に触れられることはある(例: Wilkins, 2004) も、20世紀前半の国際課税問題に関する経済史的研究は僅か

※Pollard (1962)…国際的二重課税問題の英国経済史への影響を試論

※Mollan and Tennet (2015)…新聞史料で英国企業への影響を分析

※World Economic History Congress (2018, Boston), European Business History Association Congress (2019, Rotterdam) でセッション。2020年、2021年の世界大会でもセッション予定。

☆関心が急速に高まるも、経済史・経営史研究として空白の領域

6

研究の疑問①(1): イギリスの国際課税政策形成史の概要

➤ 国際的二重課税問題が深刻化したときイギリス政府は何を？

第一次世界大戦中に深刻化した国際的二重課税問題、イギリス政府は、帝国内のみに部分的な外国税額控除をした一方、帝国外の救済については先送りし、アメリカと同じように帝国内外区別があまりない救済制度を導入するのは30年かかった。

| | イギリス | | アメリカ | ※日本 | |
|----------|--------------------|----------|---------------|---------------|----------|
| | 帝国内 | 帝国外 | 全世界 | 帝国内 | 帝国外 |
| -1914 | 外国税額損金算入(※送金まで課税無) | | 外国税額損金算入 | 国外所得免除 | 救済無 |
| ca.1920- | 外国税額控除(限度有) | 外国税額損金算入 | 外国税額控除(ほぼ限度無) | 国外所得免除 | 外国税額損金算入 |
| ca.1950- | 外国税額控除(ほぼ限度無) | | 外国税額控除(ほぼ限度無) | 外国税額控除(ほぼ限度無) | |

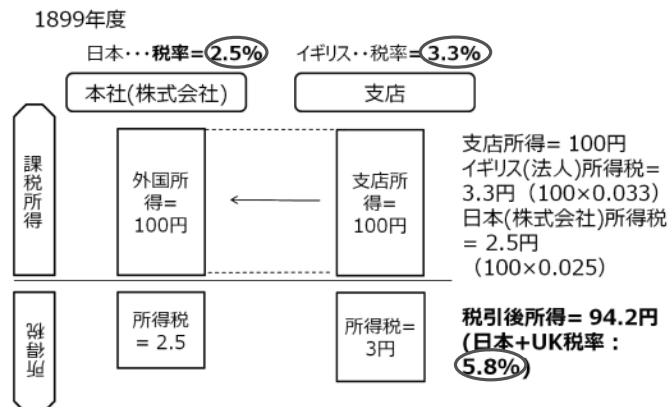
7

速習復習: 国際的二重課税(1)

➤ 国際的二重課税とは

同一所得に対して異なる国々が多重に課税すること。本社がある国(≒居住地国)も、活動している国(=源泉地国)も課税権を主張。

例: 1899年度の日本・イギリス間の二重所得課税

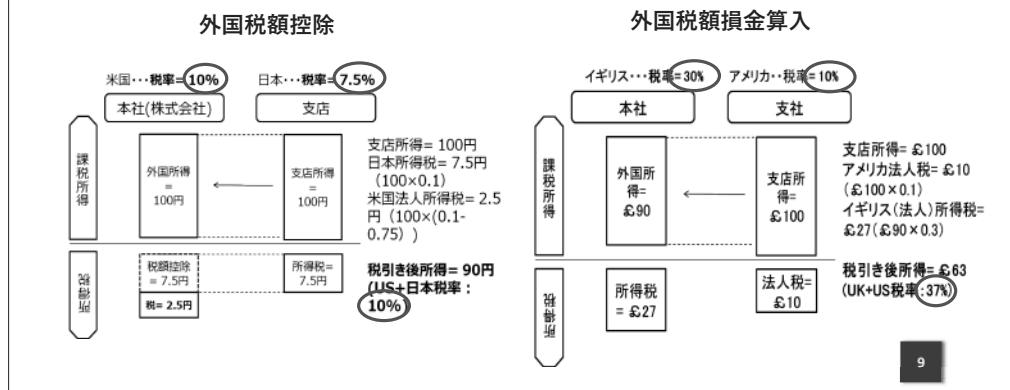


8

速習復習: 国際的二重課税(2)

➤ 国際的二重課税に対する救済方式

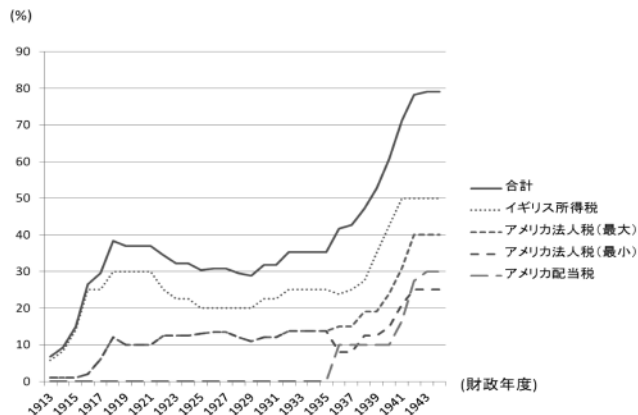
救済方式は3つ(外国税額控除、外国税額損金算入、国外所得免除)。
 しかし、ここでは国外所得免除のことは忘れ(今の日本は事実上この方式)、**外国税額控除=真の救済、外国税額損金算入=不完全救済**



疑問①(2): 第一次世界大戦(1914-1918)による重税化

➤ 戦費調達のための重税化。複数国の政府に課税された日には...

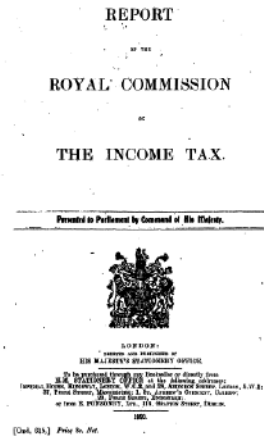
第一次大戦前年1913年の英国所得税率(法人・個人)は5.8%。
 1918年には30%となり5倍増。重税化は全世界的なもので、多国籍企業に大打撃。一方、英国政府の救済措置は**外国税額損金算入のみ**。



疑問①(3): 税制の見直しが行われるが…

➤ 1919年所得税王立委員会の開催

第一次大戦中に、イギリス政府は帝国の結束を保持するため、**帝国内にのみ国際的二重課税に対して一時的な救済措置**。大戦後、税制の見直しを議論するため委員会が開かれ、証言者が募られるが…



11

疑問①(4): 妥協の賜物としての新税制

➤ 過去と金に縛られ

王立委員会開催の前月にアメリカで国を問わない外国税額控除制度が導入されると報道。帝国外に対する救済が議論の俎上に載るも、帝国内の問題とキャンペーンを張っていた民間団体も多く、政府も税源を減らしたくない結果、**帝国内にのみ外国税額控除導入**。

| | 証言者 | 代表区分 | 帝国内救済要求 | 帝国外救済 |
|------|------------------------|------|---------|--------------|
| 1日目 | R. V. N. Hopkins | 政府 | ○ | △ |
| 2日目 | F. Young | 民間団体 | ○ | △ |
| 4日目 | C. C. McLeod | 民間団体 | ○ | △ |
| 4日目 | W. Mosenthal, et al. | 民間個人 | ○ | △ |
| 9日目 | A. M. Singer, et al. | 民間個人 | △ | ○ |
| 10日目 | J. Martin, et al. | 民間団体 | ○ | ○(財政上問題なければ) |
| 11日目 | E. R. Harrison | 政府 | ○ | △ |
| 12日目 | A. Williamson | 民間個人 | ○ | ○ |
| 13日目 | A. F. Firth, et al. | 民間団体 | ○ | ○(連合国のみ) |
| 15日目 | W. G. Rayner | 専門家 | ○ | △ |
| 15日目 | W. Vestey | 民間個人 | △ | △ |
| 16日目 | J. C. Stamp | 専門家 | △ | △ |
| 20日目 | R. B. Hopkins | 政府 | ○ | △ |
| 21日目 | O. E. Bodington | 民間団体 | ○ | ○ |
| 24日目 | M. Muspratt, et al. | 民間団体 | ○ | ○(国際連盟を通じて) |
| 33日目 | J. W. Budd, et al. | 専門家 | ○ | △ |
| 35日目 | E. C. Pegler | 専門家 | ○ | ○ |
| 36日目 | E. R. Harrison, et al. | 政府 | ○ | x |
| 37日目 | A. Steel-Maitland | 民間個人 | △ | △ |

12

疑問④(5): 勝算のあった先送り?

➤ 帝国外救済への対応

王立委員会は最終勧告で、**帝国外については外国税額損金算入方式を維持**し、変更する際には国際連盟の支援下で、他国との二国間の租税条約を締結と提言。先送りではあったが、国際連盟はイギリスの庭?

➤ 源泉地国に課税権など無し

イギリス政府代表は、**国際的二重課税問題は居住地のみが課税するように国際ルールを作れば解決**すると主張。居住地国と源泉地国が税源を分け合う外国税額控除制度や外国税額損金算入方式は現実的でないと論陣を張った。1920年代前半には賛同者もいたが…

13

疑問④(6): 他国の反発と3案併記の統一ルール

➤ 当然だが

多国籍企業の本社が多いイギリスに有利すぎる案に他国は反発。イギリス政府代表は、源泉地国が課税すると外国投資の意欲がそがれると自説を擁護するも説得力はなし(イギリスも外国企業に対して源泉課税)。しかし…

➤ 日本代表に呆れられても

日本代表にも呆れられるイギリス。しかし、頑なに国際課税制度の真の解決は、源泉地国課税の放棄にしかないと主張。1928年、世界的な国際課税制度のルールを国際連盟が発表するに至ったが、結局各国の意見はまとまらずに3案併記のルールに。

14

疑問①(7): 外交巧者? 周りに恵まれている?

➤ 相手にしてくれるアメリカ

一方で、3案併記となった1928年国際連盟モデル条約草案において、イギリス代表は原理原則は源泉地国の課税権放棄だとしながらも、アメリカ代表と共同戦線を結び、アメリカ型の外国税額控除に賛成。3案併記の中身は旧案・英米共同案・独仏共同案であり、イギリス代表は原理原則が通ることが無理だと知りながら、パートナー作り?

➤ 辛勝?

結局、1930年代も源泉地国は課税すべきでないという原理原則を国際連盟で主張したイギリス。しかし、その裏で各国と租税条約について交渉。1945年に英米租税条約が結ばれ、アメリカ型の外国税額控除制度を受け入れるが、利子については源泉地国の課税権なし、配当については源泉地国の課税権を制限する内容が盛り込まれる。**イギリスの主張は一部通り、源泉地国課税を制限する国際課税ルールは戦後のスタンダード(OECDモデル条約)になる**

15

疑問②(1): 困惑するイギリス産業界

➤ イギリス政府による25年の交渉の裏にあるもの

待てど暮らせど帝国外救済をしてくれない政府に困惑する産業界。イギリスの経団連、イギリス産業連盟(Federation of British Industries)は政府に度々陳情するものの1945年まで受け入れられず。

16

疑問⑧(2): 課税苦で市場撤退も

主要新聞紙(The Times, The Financial Times, The Economist)株主総会欄にてdouble taxation, double income taxへ不満を述べた企業数

| 財政年度 | 企業数 | 帝国内 | 帝国外 |
|------|-----|-----|-----|
| 1914 | 2 | 2 | 0 |
| 1915 | 3 | 3 | 0 |
| 1916 | 23 | 19 | 4 |
| 1917 | 12 | 12 | 0 |
| 1918 | 5 | 5 | 0 |
| 1919 | 6 | 5 | 1 |
| 1920 | 5 | 3 | 2 |
| 1921 | 8 | 4 | 4 |
| 1922 | 1 | 0 | 1 |
| 1923 | 5 | 1 | 4 |
| | 70 | 54 | 16 |

例) 1921年、Arizona Copper は二重所得課税負担を主な理由としてアメリカの鉱山会社Phelps Dodgeに身売りすることを決定。同社は対価として受け取ったPhelps Dodgeの株を運用する投資会社に転じた(1929年解散)

Wilkins(2004)…第一次大戦から少なくとも1923年にかけて、イギリスが対米投資を減少させた要因の一つは国際的二重課税

17

疑問⑧(3): 本社を移転することで課税から逃れたり

double taxation, double income taxへの不満を述べた企業の地域、産業構成

| 産業別 | 企業数 | 本社移転 | 売却 |
|------------|-----|------|----|
| 醸造 | 2 | | |
| 電気 | 1 | 1 | |
| 不動産 | 1 | | |
| 金融(銀行・保険等) | 15 | | 2 |
| 鉱業 | 10 | 2 | 1 |
| 牧畜業 | 5 | 1 | |
| 鉄道(路面含) | 5 | 2 | |
| 鉄道・鉱業 | 1 | | |
| 石油・ゴム | 4 | | |
| 繊維 | 1 | | |
| 商社 | 3 | 1 | |
| 不明 | 2 | | |
| | 50 | 7 | 3 |

※前頁で用いられた企業の内、重複している企業を除外

18

疑問⑧(4) : 様々なタックスプランニング

➤ 1914-1945年のイギリス企業の租税計画

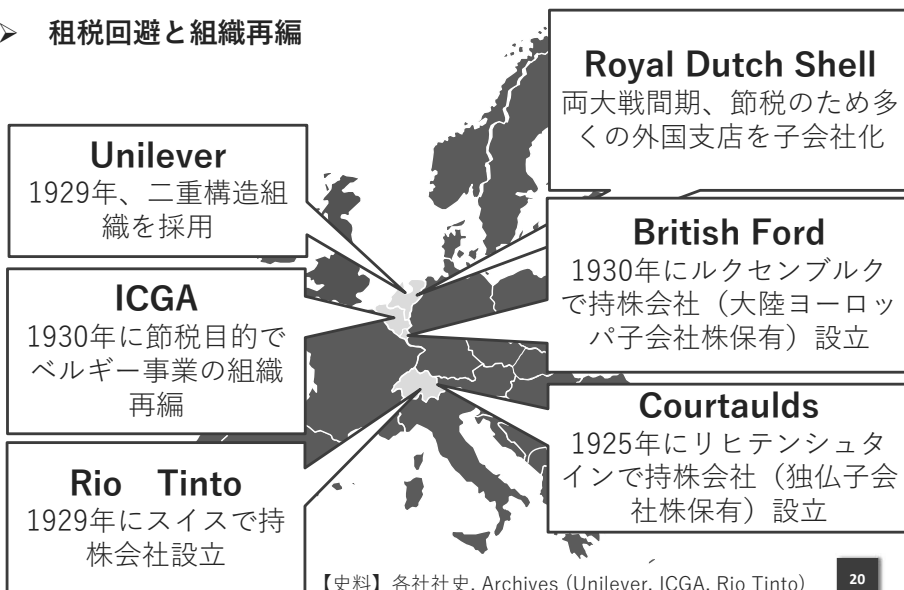
| スキーム | 年 | 企業名 |
|-------------------------|---------|---|
| 本社移転 | 1914-25 | Bombay Electric Supply and Tramways (1915), Farmer and Co.; Aramayo Francke Mine; Anglo-Continental Supply (1916), Adelaide Electric (1920), Rangoon Electric Tramway and Supply (1921), Lonely Reef Gold Mining Company of Rhodesia; British Australian Broken Hill (1923) |
| | 1926-35 | Godfrey Phillips; Forestal Land, Timber and Railways; Argentine Land and Investment (1930) |
| | 1936-45 | Luipaard Vlei Estate & Gold Mining (1937) |
| 撤退 | 1914-25 | Alabama, New Orleans, Teas, and Pacific Junction Railways (1916), London, Singapore, and Java Bank; Arizona Copper (1920) |
| | 1926-35 | European Gas (1935) |
| 子会社設立 or海外持株 会社設立 | 1914-25 | Joseph Nathan and Co. (1921) |
| | 1926-35 | Imperial Continental Gas Association (1928, 1931), Unilever (1929), British Ford (1930), Erinoid; Lamot (1931) |
| 配当政策見直し | 1926-35 | Imperial Continental Gas Association (1931), Royal Dutch and Shell Transport (1932), Olympic Portland Cement (1933) |

【史料】 *The Times*, *The Financial Times*, *The Economist*より

19

疑問⑧(5) : 個々の企業を見ると

➤ 租税回避と組織再編



【史料】 各社社史, Archives (Unilever, ICGA, Rio Tinto)

20

疑問⑧(5) : Rio Tinto (とその子会社) の事例

➤ 待ったをかける国際会計事務所

英国会社に欧州本社統括機能を持たせようとするリオ・ティントに対して、会計事務所スローター&メイは、スイスに持株会社を設置すれば、税金が半額以下になると助言。これに従って、タックスヘイブン第一世代の国スイスに欧州統括本社を設立。

詳しくは、Ryo Izawa (2020), “Corporate structural change for tax avoidance”

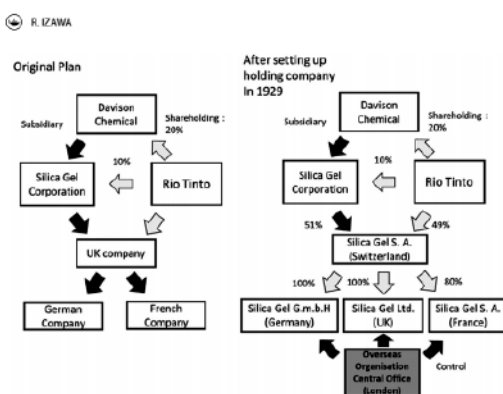


Figure 2. Scheme of tax planning of Rio Tinto and Silica Gel Corporation. Sources: Rio Tinto (1929c, 1929d).

疑問⑧(10) : Unileverの事例

➤ 本家を二つ持つ英蘭企業ユニリーバ

Unileverは、1929年9月に、イギリスの石鹼会社リーバ・ブラザーズとオランダのマーガリン会社マーガリン・ユニーが合併し、誕生。イギリスに本社を一つとすると、オランダ人株主はイギリス法人税分損をして配当を受けるため、これを回避すべく二重本社を採用。

➤ 2020年になって

Unileverは、二重本社としたものの、当初はイギリスが主で、オランダが従となる経営管理をするつもりであった。しかし、ナチスドイツの経済政策、第二次世界大戦によって、オランダ側の自主権を認めざる得ず、結果的に本当に多頭体制となっていく。英蘭どちらかの本社に統合するという報道は毎年のように出、2020年によくイギリスで統一。

まとめ: 研究の示唆するもの

- 疑問①(英国政府がいかに国際課税制度を形成?)から得られるもの
 - ✓ 世界レベルの国際課税ルール作りの場は昔も今も国家バトル
 - ✓ 偏りのない国際課税制度とは永遠の幻想なのか?
 - ✓ 外交巧者とされるイギリスの内実
 - ✓ 昔も今も驚かされる日本人

- 疑問②(いかに英国多国籍企業へ影響を及ぼしたのか?)から
 - ✓ 現在のタックス・プランニングと100年前のそれに大差なし
 - ✓ 急激な重税化のために得ず節税をした側面も。
 - ✓ 節税策を広める会計事務所の存在
 - ✓ 節税のための新組織形態が出現。それが戦略に影響することも

参考文献 (論文宣伝)

疑問①に関する論文

(1). 井澤龍(2015)「1920年イギリス財政法による帝国内二重所得課税救済制度の成立と影響」『社会経済史学』第81巻第3号,
https://www.jstage.ist.go.jp/article/sehs/81/3/81_359/pdf/-char/jaでダウンロード可

(2). 井澤龍(2016)「20世紀前半のイギリス企業と英米間の二重所得課税問題:一第一次世界大戦から1945年英米租税条約締結まで」『経営史学』第51巻第2号(学会賞受賞論文)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/bhsj/51/2/51_3/pdf/-char/ja

疑問②に関する論文

(3). Ryo Izawa(2020), "Corporate structural change for tax avoidance: British multinational enterprises and international double taxation between the First and Second World Wars", *Business History*,
<https://doi.org/10.1080/00076791.2020.1727890>

(4). 井澤龍(2015)「企業行動に及ぼす税制の影響-両大戦間期における帝国外投資を行ったイギリス多国籍企業の国際的二重課税回避行動と企業組織・管理の変化-」京都大学大学院経済学研究科・経済学部Working Paper(J) (87) [(3)の内容を日本で短く紹介]
<http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~chousa/WP/j-87.pdf>

その他は、17本論文あり。詳細は、
 「井澤龍 researchmap」で検索or→

